

パブリックコメント 意見の概要と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方
1	ベビーシッター利用助成について、児童1人あたりの上限時間を144時間から200時間まで増やしてほしい。また、小学校低学年児童が不審者の声掛けにあった事案もあるため、利用対象年齢の引き上げを検討してほしい。	子育て支援および子どもの安全に関するご意見として受け止めさせていただきます。いただいたご意見につきましては、今後の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。
2	主に神田エリアについて以下を提案する。 ① 区立幼稚園は住んでいる学区によって通園する園が決まるが、同じ区内で園によって長期休暇中の預かり保育を利用できない状況があるのはおかしい。こども園に通園している1号認定の家庭は長期休暇中に預かり保育を利用できるが、幼保一体施設である千代田幼稚園に通っている家庭は長期休暇中に預かり保育を利用できないため、早急に対応を検討してほしい。 ② 子どもの習い事の補助について、年間補助金額を上げてほしい。現在、バウチャー制度対象の学習機関は補助が出ているが、月額料を4月から値上げする機関もある。特に、幼稚園に入る前の子ども達は平日に区外のリトミック教室や学習教室に通っている子どもが多くいるため、千代田区独自で習い事への支援をしてほしい。 ③ 神田さくら館で実施されている子育て広場について、4月からは千代田区の会議室を借りて運営することだが、期間限定かのような場所の選定方法で良かったのか。現在のさくら館は2部屋あるため、新たな場所でも2部屋以上確保でき、子どもが安全に遊べる場所にしてほしい。また、神田エリアはいつき預かりを利用できる施設がないため新設	① 長期休暇中のお預かりについては、令和5年度に実施したニーズ調査でも比較的多くの方からご要望いただいているものと認識しております。幼稚園については令和7年度以降、全園において長期休暇中の保育が実施できるように検討を進めております。 ② 一般的な子育て支援に関するご意見として受け止めさせていただきます。本件につきましては地域振興部所管の事業と思われるため、担当課に申し伝えます。 ③ 神田公園地区における子育てひろばにつきましては、令和7年4月以降、当面の措置として神田公園区民館や内神田集会室を活用して実施する予定です。本格的な実施場所の確保については引き続き検討を進めていきます。また、いつき預かりにつきましては各児童館等で実施しているほか、ベビーシッターを

	してほしい。	利用する場合の助成も行っております。また、一時預かりは一部の認証保育所等でも実施しています。いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
3	① 日本テレビ再開発に伴い、「番町の森」がなくなると子どもたちが自由に遊べる場所がなくなるのではないかと不安だ。再開発プランにおいて、子どもたちが安全にのびのびと過ごせる場所が確保されているか改めて検討・情報共有をしてほしい。また、保育園での散歩時、保育士だけでは十分な引率体制を組めずに散歩ができない状況が続いている。狭い室内で終日過ごすことは子どもの精神衛生上好ましくないため、補助スタッフやボランティア等を活用し、引率体制を強化する仕組みを整えてほしい。 ② 保育園と学童で就労証明書の書式が異なるため、保育園・学童の就労証明書フォーマットを統一化してほしい。または、就労証明書そのものもオンライン申請へ移行するなど、手続きの簡素化を検討してほしい。 ③ 小学校の校庭の開放時間を見直してほしい。校庭開放の開始時刻が遅いため、塾や習い事の時間と重なってしまい利用が難しい。朝9時頃から開放できれば習い事の前に遊ぶことができる。 ④ 千代田区ファミリー・サポート・センターの運営体制を強化してほしい。サポーター不足により派遣が実施できないケースがあり、サポーター数を増やす対策が必要ではないかと感じる。サポーターの積極的な誘致やベビーシッターとの連携・補填など、柔軟な運営体制が確立	① 代替園庭や公園等の子どもが遊べる場所の確保は区としても課題であると認識しております。全庁的に連携し、課題解決に向けて努めてまいります。保育施設における職員配置につきましては、国の基準を順守しているところですが、令和7年度は国の基準を超えて保育士等を配置した場合における補助の増額を予定しています。 ② 区では全庁的に手続きのオンライン化による利便性の向上を推進しております。いただいたご意見を踏まえまして、フォーマットの統一化につきましては検討してまいります。 ③ 子どもが遊べる場所の確保策の一つとして校庭開放は有効な手段であると認識しております。校庭開放につきましては、現在、拡充の方で検討しております。いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 ④ 支援会員の不足につきましては、区としても認識しております。支援会員の確保につきましては、支援会員の方が受け取る利用料の増額や、区内の大学生等を対象に需要の多い送迎に特化した準支援会員制度の創設等、様々な取組みを行っている

	されれば、保護者も安心して利用できる。 ⑤ 学童クラブの出入り運用を柔軟にしたい。現在は一度学童クラブを出ると戻れないため、習い事が終わった後に再び学童クラブに戻れるよう、ルールを見直してほしい。 ⑥ 区内には子どもが自由に遊べる大きな遊具が少ないため、広いスペースがある北の丸公園に大型遊具を設置することを検討してほしい。 ⑦ マンションの敷地が狭く、駐輪スペースが不足している。子どもの成長に合わせて自転車の必要台数が増えるため、近隣マンションの空き駐輪場をシェアできるように行政から働きかけてほしい。マンション同士の連携や駐輪場シェアリングサービスの導入を検討してほしい。	ところ。引き続き支援会員の確保を行い、支援活動が安定的に行われるよう努めてまいります。 ⑤ 原則、児童の安全管理のため、学童クラブの途中入退室や放課後に習い事へ行ってからの登室はお断りしておりますが、必要な方におかれましては在籍のクラブにご申請いただき、安全面など必要な事項を確認できた場合に限り、対応させていただきます。 ⑥ 子どもの遊び場確保は区としても課題であると認識しております。北の丸公園につきましては、国の管理下にあるため、子どもの遊び場として活用することができないか、現在、国と調整を行っているところでございます。いただいたご意見も踏まえまして、引き続き国との調整を進めてまいります。 ⑦ 民間事業者において駐輪場シェアリングサービスを実施している事例はあるようですが、区においては現在のところ検討してございません。
4	身体に障害をもつ子どもは除外された事業計画だと感じた。病児・病後児のための保育サービスや、こども誰でも通園制度などの制度はすべて、健常児の利用しか想定されていない。医療的ケアが必要な子どもを育てる親は就労することができず休みもない。医療的ケア児を預ける場合、ありとあらゆる煩雑な手続きが立ちはだかるが、これは差別ではないのか。	医療的ケア児につきましては、全国的にも年々その数が増加しているものと認識しております。区としても全ての子どもが保育を受けられるよう、医療的ケア児やそのご家族の個々の状況に応じた適切な支援を行うことは重要な課題であると認識しております。本計画は主に法律に基づく事業について記載しているため医療的ケア児に関する詳細な記述はございませんが、医療的ケア児に関する各事業の今後の取組みの方向性に

		つきましては、千代田区障害福祉プランに記載してございます。
5	① 子どもが安心して遊べる場所が少ない。また、公園にゴミ箱が少ないと感じる。他の区では清掃員を導入して安全で使いやすい居場所づくりをしている。雇用を増やすなどして対応してほしい。 ② 散歩サポート要員をつけてほしい。園庭を持たない認可保育園では、保育士不足により散歩ができない状況があるため、散歩時にサポートしてくれるアルバイトやボランティアを希望する。 ③ ファミリー・サポート・センターに登録しているが、支援会員が不足していると感じる。特に小学生は習い事をしている子どもが増えており、その際の送迎が働く親の家庭にとって問題になっている。支援会員について高齢者以外の層にも周知し増員してほしい。 ④ 千代田区のイベントやサービスの通知が分かりにくい。千代田区の情報発信ツールを作成し、保育園や小学校の折込チラシを活用する等、子育て世帯から広げていくのはどうか。 ⑤ 子どもだけのヘアカットを受け入れてくれる美容院や床屋が少ない。地域の美容院等と提携し、子どもを受け入れてくれる施設を分かりやすくしてほしい。子どもを歓迎してくれるレストランやカフェ、美容院などを「子育てウェルカムマップ」として作成するなどして、分かりやすくしてほしい。	① 子どもが安心して遊べる場所の確保は区としても課題であると認識しております。全庁的に連携し、課題解決に努めてまいります。 ② 保育施設における職員配置につきましては、国の基準を順守しているところですが、令和7年度は国の基準を超えて保育士等を配置した場合における補助の増額を予定しています。 ③ 支援会員の不足につきましては、区としても認識しております。支援会員の確保につきましては、支援会員の方が受け取る利用料の増額や、区内の大学生等を対象に需要の多い送迎に特化した準支援会員制度の創設等、様々な取組みを行っているところです。引き続き支援会員の確保を行い、支援活動が安定的に行われるよう努めてまいります。 ④ 区政一般に関するご意見として受け止めさせていただきます。効果的な周知・広報につきましては留意しているところですが、いただいたご意見を参考にさせていただき、引き続き検討を深めてまいりたいと思います。 ⑤ 区では子育てコーディネーターによる子育ての悩み相談や子育てに関する情報提供を行っており、関連する取組みとして地域ごとに子育てマップを作成してございます。いただいたご意見も参考にさせていただき、引き続き効果的な子育て支援の情報提供に努めてまいります。

6	① 通学児童に対する緊急時や被災時対応を強化してほしい。千代田区はマンションが多く、子どもたちの安全に懸念があるときに近隣住民が手を差し伸べることに限界があり、特に通学時に天災・人災で危険にあった場合の安全確保には他区と比較しても懸念がある。私立の各小中学校・高校や大学、民間企業にも児童・生徒の緊急時や被災時における安全確保に協力を要請して、積極的な受け入れをお願いしたい。区内の学校の児童や生徒には、特に通学時の被災を想定した訓練を教育の中に組み込んでほしい。 ② 子どもたちの遊び場を確保してほしい。千代田区はキャッチボールなどで遊ぶことができる場所が少なく、子どもの成育に必要な環境が十分に提供できていない。外濠公園などの運動場でも子どもが遊べる時間を十分に設け、保護者同伴でも遊ぶことができるように検討してほしい。また、区立小中学校の校庭を休日に開放してほしい。今も一部の学校は開放しているが、時間が不足している。その際の子どもたちの遊びをサポートするボランティアは行政が主体となって募ってほしい。 ③ 貧困や病気・障害等、また、ヤングケアラーやビジネスケアラー等の家庭の児童への配慮が必要だと考える。千代田区ではマンション住民が多いため、近隣住民が子どもたちへのきめ細かなサポートをすることは現実的には困難だと思う。行政がそのような子どもたちへの支援を積極的に実施してほしい。子ども食堂の取り組みへの後押しや個別事情に応じたきめ細かなサポートをお願いしたい。相談窓口や地区相談員を設けるなどして制度化することを検討してほしい。	① 災害対策につきましては、区の重点政策の一つとして全庁的に認識しております。また、防災教育につきましては「千代田区子育て・教育ビジョン」に基づき、子どもの発達段階等に応じた安全教育や防災教育を推進しているところです。いただいたご意見につきましては、今後の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。 ② 子どもが安心して遊べる場所の確保は区としても課題であると認識しております。現在、子どもの遊び場事業としては区内 10 か所で展開しており、令和 7 年度からは新たに旧九段中学校の校庭と体育館を活用することで事業の拡充を図ります。また、校庭開放につきましても拡充に向けて検討を進める必要があると認識しております。引き続き子どもの遊び場確保に向けて努めてまいります。 ③ 現在、区の相談窓口としては、虐待に関するもの、健康に関するもの、総合相談など、様々な窓口があります。子どもの貧困やヤングケアラー、心理的・身体的虐待など、子どもを取り巻く深刻な状況を把握した際は、区が実施する子育てサービス等を活用し適切な支援を行うとともに、子どもの最善の利益を第一に考え、誰一人取り残さず、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「子どもの権利」を実現する
---	--	---

		ために、引き続き取り組んでいく必要があると考えております。
7	① 事業計画書であるにも関わらず、目次に事業と施策の一覧がなく、計画の対象事業が明記されていない。 ② 文書構成が冗長で、要点や重要事項が何なのか読み取りにくい。 ③ 「現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の見込み量に応じた供給量を確保していきます」という同じ文言が8ヶ所も出てくる。 ④ 具体性に欠ける表現が見受けられる。 「子どもや子育て世帯が安心して住むことができる魅力あるまちづくりを進めていきます」と書かれていても、何をどうするかが分からない。 ⑤ 幼稚園での給食提供は良いと思う。 ⑥ 待機児童ゼロについてはあまり強調しないか、一時的に特定園留保（隠れ待機児童）がいるといった但し書きを入れた方が良いと思う。 ⑦ 区役所の食堂へキッズスペースを設けるなどして保護者が子どもを遊ばせながら休んだり仕事ができたりするような環境づくりを方針として盛り込んでほしい。既存の児童館は保護者が気軽に休める場所がなく、子連れで行くには負担が大きい。設備を配置変更するなどの工夫で子どもも保護者も健やかに暮らせる場所になる。日当たりが良い屋上も積極的に活用してほしい。 ⑧ 区内で勤務する保育士へ家賃補助や給	① 個別の各地域子ども・子育て支援事業としては26ページに一覧として事業の概要を掲載しております。いただいたご意見を踏まえまして、目次については一つ下の階層まで記載するようにいたします。 ②・③・④ 文書の構成や表現につきましては、分かりやすさと正確性のバランスを考慮した上で記載しております。また、本計画では教育・保育の量の確保から質の向上へ施策転換を図ることとしており、そのための具体的な施策は「区の重点課題と解決の方向性」として51ページ以降に記載しております。いただいたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。 ⑤ 幼稚園での給食提供につきましては、全園で実施できるように検討を進めております。 ⑥ 区内のいずれの保育施設にも入所できない等の児童（待機児童）をゼロにすることは区として達成すべき目標であるため、本計画にも記載をしております。 ⑦ 子育てひろば等に関するご意見として受け止めさせていただきます。児童館等の子育てひろばは、親子の交流等を促進する目的であるため、保護者の方にとっても過ごしやすい場所であるということは重要な視点であると考えております。いただいたご意見につきましては、今後の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。 ⑧ 保育士の確保や離職防止は重要な

	付などの直接的な支援を行い、優秀で経験豊富な保育士が千代田区へ集まり定着するような施策を盛り込んでほしい。また、保育事業者ではなく保育士への直接支援が良い。 ⑨ 保育園での感染防止の徹底と衛生環境の改善を盛り込んでほしい。 ⑩ 「8校8園体制」維持の中にPTAの運営サポートを盛り込んでほしい。	課題であると認識しております。現在、区内の保育施設に勤務する保育士に対する家賃補助や処遇改善等を行った保育事業者に対し補助金を交付しています。その他にも園運営に欠かせない様々な補助事業があり、一体的に私立保育所への補助を行うことで、園運営の健全化や保育の質の向上を図っています。 ⑨ 子どもの安全に関するご意見として受け止めさせていただきます。感染症予防対策や衛生管理につきましては、各保育園への指導検査等を通じて確認・指導を行っております。 ⑩ いただいたご意見につきましては、参考とさせていただきます。
8	① 小学校の保護者会は平日の昼間に開催されており、共働きの保護者が参加しにくい。共働き世帯の声が学校に届きにくい。保護者が就労していることを踏まえた日時設定が必要と考える。 ② 子育て短期支援事業について、利用料金を金融機関窓口で支払わなければならない。共働き世帯は支払いのために仕事を休まなければならない。保護者が働きながら利用できる制度にする必要があると考える。 ③ ファミリー・サポート・センターの依頼会員は支援会員の4倍程度となっているのが実態であり、供給量の確保にさらなる対策が必要だと考える。	① 区は、子育てしやすいまちの実現に向けて様々な取り組みを行っております。いただいたご意見につきましては、今後の学校運営の参考とさせていただきます。 ② 本事業に限らず、区が提供する様々なサービスに係る利用料金は、ご指摘のとおり金融機関で納付いただくものが多く、区全体の課題であると認識しております。いただいたご意見につきましては、今後の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。 ③ 支援会員の不足につきましては、区としても認識しております。支援会員の確保につきましては、支援会員の方が受け取る利用料の増額や、区内の大学生等を対象に需要の多い送迎に特化した準支援会員制度の創設等、様々な取り組みを行っているとあります。引き続き支援会員の確保

	④ 育児支援訪問事業は曜日や時間帯が限定されており、子どもを保育園に預けて働く保護者にとっては利用しづらい。 ⑤ 児童育成支援拠点事業について、「必要に応じて事業の実施を検討」とし、計画策定の趣旨にも「すべての子どもの最善の利益が実現」される環境を目指す旨の記載があるが、令和7年1月に千代田区教育委員会に児童育成支援拠点事業の開始について問い合わせた際の回答は「実施の義務を法律上、市区町村に課されていない」を強調するものであった。現場がそのような認識であれば、本計画に将来の検討の可能性を記述する意味はないと考える。 ⑥ 保育所等での日曜・祝日保育について、現在の体制では実施困難とのことだが、在籍園であるか否かに関わらず、一部の園に限定して実施することを検討してほしい。	保を行い、支援活動が安定的に行われるよう努めてまいります。 ④ いただいたご意見につきましては、今後の子ども・子育て支援施策の参考とさせていただきます。 ⑤ 本計画に定める各地域子ども・子育て支援事業につきましては、法令において区の実施義務がなくとも需要に応じて実施の必要性を検討すべきものと認識しております。各事業の進捗状況につきましては、本計画に基づき、毎年度実績等の確認をまいります。 ⑥ 日曜保育につきましては、ご意見いただきましたように特定の園で集中的に実施する等が考えられますが、職員体制や運用方法等も含め、今後検討してまいります。
--	---	--

○パブリックコメントを踏まえた変更点

提出意見 No. 7-①を踏まえて、目次につき、各章各節の見出し（（１）、（２）等）まで記載するように変更した。